

福祉（高齢・介護・障がい）の窓

特別障害者手当と障害児福祉手当の紹介

特別障害者手当と障害児福祉手当は、日常生活において常時特別な介護が必要な、在宅の重度の障がい者や障がい児に対して、その重度の障がいのために生じる負担の手助けとして給付しています。

例えば、特別な介護を常時受けていることを前提として、両眼の視力の合計が0.02以下で体幹機能障がいにより立ち上がることができない方、両手の指がなく療育手帳（A判定）のある方、両下肢の機能に著しい障がいのある方で精神障害者保健福祉手帳（1級）のある方などが対象になります。

また、身体障害者手帳などがなくとも、身体障害者手帳所有者と同程度の障がいがあると認められる方も対象になります。

なお、特別障害者手当は、受給者や配偶者、扶養義務者の所得が所得限度額以上の方、3カ月以上継続して入院している方、特別養護老人ホームなどの施設に入所している方などには給付されません。また、障害児福祉手当は、受給者や配偶者、扶養義務者の所得が

所得限度額以上である方、施設に入所している方、当該障がいを支給理由とする年金を受給されている方などには給付されません。

特別障害者手当は月額2万6千400円、障害児福祉手当は月額1万4千380円で、毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月までの分をまとめて支払います。

これらの手当の申請は、高齢・介護・障害福祉グループで受け付けています。

平成18年度特別障害者手当、障害児福祉手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人所得制限		扶養義務者所得制限	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000円	3,604,000円	8,319,000円	6,287,000円
1	5,656,000円	3,984,000円	8,596,000円	6,536,000円
2	6,132,000円	4,364,000円	8,832,000円	6,749,000円
3	6,604,000円	4,744,000円	9,069,000円	6,962,000円
4	7,027,000円	5,124,000円	9,306,000円	7,175,000円
5	7,449,000円	5,504,000円	9,542,000円	7,388,000円

▼問い合わせ 高齢・介護・障害福祉グループ（☎3732）

人が輝き まちがときめく



仲間たち Group

在宅福祉ボランティア とわの会

『とわの会』は、介護保険で要支援や要介護と認定された方が利用している、登別市社会福祉協議会のデイサービス事業のお手伝いをしていくボランティア団体で、平成3年に結成されました。

現在、会員は40歳代から70歳代までの24人。日曜日と祝日を除く毎日、9時45分から15時15分まで、2人ずつ交代しながらしんた21のデイサービスセンターで、利用者のお世話をしています。

会員の皆さんは、1日平均25人程度の利用があるデイサービスセンターで、お茶出しやレクリエーション、入浴後の整髪などに精を出しています。

「会員は、人との交流が大好きで、楽しく活動しています。自分の都合の良い日に活動できるので、働きながらも活動できます。活

活動の中で、交流の大切さを知りました

動していて自分に元気がないときは、逆に利用者から励まされることもあるんですよ」と代表の植田正子さんは笑って話してくれました。

「活動の中で利用者や仲間たちとの出会い、支え合いを通して交流の大切さを知りました」と話しながら植田さんは、利用者の整髪を丁寧に仕上げていました。

会では、ボランティア活動のほかに、親睦会や温泉旅行などを楽しんでいます。

『とわの会』は、長く続けてきたボランティア活動が認められ、11月3日に登別市表彰の『篤志貢献表彰』を受賞されました。

会では、健康で人との交流が好きな方を募集しています。入会を希望される方は、植田さん（☎9412）までどうぞ。

